

# 令和6年能登半島地震への対応について

〔令和6年2月8日仙台市連合町内会長会第11回正副会長会決定〕

## 1 趣旨

令和6年能登半島地震において甚大な被害を受けた石川県内の被災町内会(自治会)に対し、仙台市連合町内会長会として、市内各地区連合町内会、単位町内会の協力を得て被災町内会(自治会)の復興に向けた活動を支援するために義援金(支援金)を送るもの。

## 2 義援金(支援金)の取りまとめ方法

- (1) 今回の義援金(支援金)に協力いただく地区連合町内会及び単位町内会は、趣旨に賛同するところとする。
- (2) 各地区連合町内会あてに、市連長会会長及び区連協会長連名で区ごとに義援金(支援金)を募る。(1口5,000円)
- (3) 義援金(支援金)は、地区連合町内会長に単位町内会分を取りまとめていただく。  
(地区連合町内会及び単位町内会の協力はあくまで任意のものである。)  
(すでに各々が独自に義援金等を協力済みである場合や、今後、独自に行う場合は、本件への協力はなくとも良いものとする。)
- (4) 納入方法は本会指定口座に振り込むこととする。(振込人は地区連合町内会とし、振込手数料は地区連合町内会負担、銀行の領収証をもって、本会発行領収証に代える。)  
また、地区連合町内会で取りまとめた(地区連合町内会を含めた単位町内会の協力団体)をFAX等で報告いただく。
- (5) 納期限は令和6年3月29日(金)とする。

## 3 石川県へ義援金(支援金)の送金方法

石川県町会区長会連合会を窓口として、送金時期・方法等について協議し送金する。(協議が整うまで一定期間本会指定口座に留め置く。)

## 4 その他

上記以外の細部は、会長に委任する。